

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年7月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900230号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2000005号

第1 結論

昭和49年*月から昭和51年3月までの請求期間、昭和52年1月から同年3月までの請求期間及び昭和58年4月から平成6年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年*月から昭和51年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで
③ 昭和58年4月から平成6年1月まで

昭和49年*月に20歳になったことをきっかけにして、A市役所に行って、国民年金の加入手続きを行い、その後、平成6年2月に厚生年金保険に加入するまでは、送付された納付書により、定期的に国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付していたが、年金記録によると、昭和49年*月から平成6年1月までの期間は、保険料免除期間となっており、昭和51年4月から同年12月までの期間及び昭和52年4月から昭和58年3月までの期間の保険料のみ還付されている。

請求期間①、②及び③についても、調査の上、保険料の納付済み期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年*月頃に国民年金の加入手続きを行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、その前後の手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金被保険者台帳管理簿により、A市において、昭和51年9月頃に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続きはこの頃に行われたと考えられ、請求者の主張と加入手続きの時期が相違している。

また、請求期間①及び②の保険料については、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、当初は未納と記録され、その後、法定免除に訂正されていることが確認できるところ、A市が昭和53年度に作成した国民年金過年度納付記録簿においても、請求期間①及び②は、未納と記録されていることが確認でき、いずれも、オンライン記録と同様に、請求者が請求期間①及び②に係る保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、請求期間③の保険料については、オンライン記録と同様に、A市が作成した国民年金被保険者名簿においても、法定免除と記録されていることが確認でき、請求者が請求期間③に係る保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間①、②及び③は、合計すると154か月になり、行政機関がこれだけの長期間にわたり、請求者の保険料の収納事務を誤って行うことは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間①、②及び③について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたものと認めることはできない。